

## 市民社会，人権，公共圏の学としての社会学

——英仏市民革命期における二つの思想潮流——

鎌 田 大 資\*

Sociology as a Discipline of Civil Society, Human Rights and Public Spheres:  
On the Parallel Trends Developed in British and French Bourgeois Revolutions

Daisuke KAMADA

21世紀はアメリカにおける大規模な建造物崩落事件で幕を開け、その後、しばらくして日本では津波による原子炉の破壊という衝撃的な事故のため、大規模な放射能汚染が数十万年単位で残る可能性がある傷跡が与えられた。冷戦終結後の軍事秩序の、世界規模での流動化と科学技術信仰の動揺により、近代以降、社会科学の貢献がこれほど求められた時期はなかっただろう。ところがその社会科学の一角に位置する社会学者たちは、21世紀に入ってからの十数年のあいだに、新世紀にふさわしい意匠となりうる理論や研究技法などをまだ見いだせずにいるようだ。

前稿（鎌田 2014）で見たように、社会学は市民社会と公共圏に支えられ、それを支える学問である（Burawoy 2005）。ユルゲン・ハバーマスの公共圏という用語は、その用例の変遷において、憲法に守られ市民社会をもたらず公共圏と、社会的世界としての公共圏という2つの側面に分けて考えられる。そしてシンボリック・インタラクショニズムの伝統で多様に取りあげられ論じられてきた社会的世界としての公共圏に対し、市民社会をもたらず公共圏をシンボリック・インタラクショニズムに導入することで、その伝統で見失われがちであった近代以降の社会の変動を、社会学理論の背景として取りもどす手だてが得られる。本論では、市民社会論や憲法制度の発生から、そこで立ちあがった公共圏を支えるインフラストラクチャーとなり、現在もそうした機能を果たしている社会学における社会調査の営みの成立の前史を概観する<sup>1)</sup>。

19世紀に発祥した社会学が、世界で最初に大学の学部単位で探求される学問として制度化されたのは、世紀末の1892年、アメリカのシカゴ大学においてである。ただし初期の社会学はオーギュスト・コント、ハーバート・スペンサーの社会進化論が代表する歴史的、人類学的事実の博物学的集積と分類に想を得た思弁的なものであった。そうした学風が20世紀に入って革新された結果、初期社会学の諸潮流は歴史的な遺物と見なされ、現代の社会学者が検討することはまれとなった<sup>2)</sup>。その後、20世紀初頭の最初の世界大戦を

---

\* 人間関係学部 人間関係学科

へて、シカゴ大学での金字塔的な社会調査の成果として『ヨーロッパとアメリカにおけるポーランド農民』(Thomas & Znaniecki [1918-1920] 1974)が登場し、『科学としての社会学入門』(Park & Burgess [1921] 1924)という社会学理論を集大成した教科書が成立する。こうした著作が20世紀社会学の端緒となり、シカゴ・モノグラフをはじめとする経験社会調査の業績が蓄積されてきた。また19世紀末から20世紀初頭にかけて社会学の領域を拡大、確定し、現在までその著作が読みつがれるフランスのエミール・デュルケーム、ドイツのマックス・ウェーバー、ゲオルク・ジンメルらの巨匠の作品は、シカゴ学派にも多様な形で取り入れられている<sup>3)</sup>。

### 1. バージェスの志——初期シカゴ学派における社会調査

20世紀社会学の最大の功績は、19世紀の代表的な思考モードであった社会進化論を乗り越えて、現在もおこなわれているような形態の社会調査を立ちあげて継続させていることだと、論者は考えている。そうした調査の発生地での土台固めに最大の貢献をおこなったのが、初期シカゴ学派の指導的社会学者の一人、アーネスト・バージェスである。特にバージェスは量的、質的という2方向に分かれていく社会調査の営みの相補性を主張し、萌芽の段階にあった両技法とともに保護育成し、研究当事者たちを励ましつつ、無数の申請書を書きあげて調査の費用を捻出し、調査者の生活を支えつづけた。

バージェスの最初期の論文「ソーシャル・サーベイ」(Burgess 1916)に、社会的議論の触媒として社会調査を位置づける以下のような一節が見られる<sup>4)</sup>。

社会は社会学者にとっての研究所だ。ソーシャル・サーベイは探索と社会の構築の両方、また内面での態度の分析と、しっかり状況を向上させる際の、諸力のコントロールの両方にも役だつ独特な機会を提供する。研究の進んだ者は、ソーシャル・サーベイにより、探索の技術と社会活動 (social action) の技法についての厳しく刺激的な訓練ができることになる。(Burgess 1916: 499)

コミュニティの人々が専門家の指導のもとで自らを研究することは、社会科学者の学校に民主主義が通うということだ。コミュニティにとってのソーシャル・サーベイは、農夫にとっての品評会場のようなものだ。(Burgess 1916: 499)

こうした見解は、バージェスの公共社会学的な社会調査の志を示すものである。社会調査により、公衆が社会的公正や人権擁護のために討議をかわす公共圏に、判断材料として社会的事実を提供する役割を社会学者は担っている。

この発言は第一次世界大戦中に公表されたものだが、20世紀の初頭にバージェスが、社会調査を社会学者が担う正統な社会的事業として立ちあげ、確立するに至る歴史の出発点として、18世紀に社会学という言葉が最初に創案された事例を次節では見てみたい。また市民社会論と社会学の関係について、歴史上の親縁関係を整理する。

具体的には、市民社会と基本的人権が憲法を通じて守られる現代の民主主義社会で一般化した公共圏が、フランス革命後、シエスの大きな貢献を得て確立される過程を検討する。また社会学の公共的な側面が発揮されうる土台としての、市民社会論の成立についても概観する。

## 2. ファーガソンの『市民社会史論』

社会学という言葉は、印刷物においてはコントが最初にもちいたことになっている(Comte [1830-1842] 1968-1969, Vol. 4: 200-201. この巻は1839年初版)。しかし近年では、革命の引き金をひいた匿名の政治パンフレット『第三身分とは何か』(Siyès [1789] 2002 = 2011)の著者にして、革命期からナポレオン1世の帝政期にかけて、憲法案を練りあげるうえで大きな貢献を果たした僧院長シイエス<sup>5)</sup>が、未公刊の手稿のなかで造語した事例が、「社会学(sociologie)」という言葉の最古の用例とされている(Guilhaumou 2006)。

そしてシイエスが最初に社会学を構想した時点から20年ほどさかのぼり、名誉革命のち議院制が定着したイギリスでは、「市民社会(civil society)」をタイトルとした最初の著作が出版されていた。スコットランド啓蒙の思想家にして元僧侶の、アダム・ファーガスンによる『市民社会史論』(Ferguson [1767] 1980 = 1956)である。この時期は、ハバーマスの『公共性の構造転換』(Habermas [1962] 1990 = [1973] 1994)で描かれた公共圏の確立とともに、王制に替わり法と議会での討議にもとづく統治がおこなわれる制度が確立され、市民革命が成し遂げられ、現在の民主主義に引き継がれていく時期と考えられる。すなわち統治性(gouvernementalité)の様式が激変し、現代の制度につながるものが続々と形成されていくとフォーコーが述べた時期である(Foucault 2004 = 2008)。

ここではファーガソンの「市民社会論」と、シイエスらが実現したフランス革命における「人権アプローチ」を対比させる。そののちに、この対比を社会調査における量的調査と質的調査の性質の違いと対応させ、2つの調査技法の性格づけにも活用する。

ファーガスン自身は市民社会という言葉に、古代ギリシャのポリス(polis)の原義を含む政治社会や国家の意味も含めてもちいている。しかしここでは、後世、市民社会にこめられる重要な語義として、国家とは別次元で、市民が自分の利害を求めて政治、経済、社会的に活動する場が設定されたということに注目する。

ファーガソンの著作にはドイツ系のブルジョワ社会論と、英米系の市民社会論の系譜に属する2つの語義が混在している。市民社会という言葉に盛りこまれる語義にこうした幅があるという点は、ハバーマスの『公共性の構造転換』と、『コミュニケーション的行為の理論』(Habermas [1962] 1990 = [1973] 1994, 1981 = 1985-1987)以降の、公共圏に対する考え方に幅が見られるのと同様であり、市民社会と公共圏という用語は相互に重なりあうようにもちいられる(Habermas [1990] 1992 = 1994)。青木(2010:25-28)によるファーガソンの「市民社会」の語義の整理は以下の通り。

まず、1、英語のcivil society(フランス語ではsociété civile)に当たるものが、3通りにもちいられている。A、基本的にこの言葉は、古代ギリシャのポリスの別表現ポリテイケ・コイノニアと同義であり、政治社会と国家そのものを指す。B、これから派生するものとして国家よりも基本的、包括的なもの、すなわち人間の社会、社会全体と同義にもちいられる。これはアダム・スミスの国、国民全体(nation)と近い意味である。さらにC、文明、すなわち洗練された、丁重な社会(civilized society)と同義にも扱われる。その反意語は未開社会であり、文明(civilization)、文明度(civility)などと関連づけられる。そしてこの語義が、経済発展がもたらす利己主義や環境破壊などの弊害を克服する人間の、道徳意識に期待する根拠になっている。またそれはギリシャ以来の古典的共和主義の系譜上にあ

る。トマス・ペイン、アレクシス・ド・トクヴィルにも影響を与えた。

つづいて、2, ドイツ語のブルジョワ社会 (bürgerliche Gesellschaft), 資本主義社会に通ずる語義がある。社会のこの面が欲求の体系として一人歩きをはじめ、肥大化し利己主義化する市民社会を、公平無私な国家が止揚すべきと考えたのがゲオルク・ヘーゲルである。カール・マルクスはこれを批判的に継承し、国家を乗り越える社会主義、共産主義のヴィジョンの源泉とした<sup>6)</sup>。『公共性の構造転換』(Habermas [1962] 1990 = [1973] 1994)では、主にブルジョワ社会が実現した公共圏とその商業的、政治的な墮落が語られている。『コミュニケーション的行為の理論』(Habermas 1981 = 1985-1987)以降の著作では、英米系の市民社会論の系譜が意識され、政治的、商業的に、資本主義に偏った体制のなかでも発動しうる知識人有志の政治的意見表明の場として、公共圏という言葉がもちいられている<sup>7)</sup>。

### 3. シイエスによる国民概念と憲法制度の創出

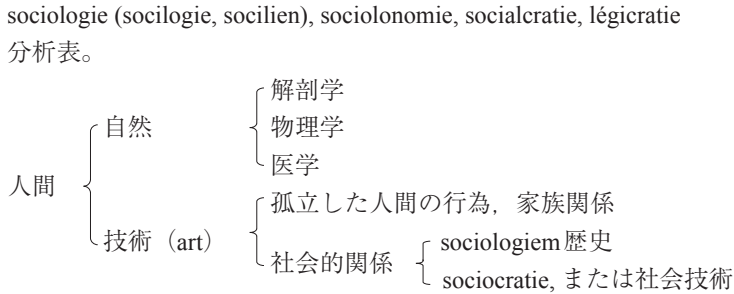
このようなファーガソンの主張は、名誉革命以降のイギリスの議会政治を背景になされているが、それより少し遅れて、ドーバー海峡を渡ったフランスでの革命期に、僧院長シイエスの『第三身分とは何か』で展開された議論は、ジャン-ジャック・ルソーを思想的根拠とする人権アプローチによっている。

- 1 第三身分とは何か。——すべてである。
- 2 第三身分は、これまで、政治秩序においてどのようなものであったか。——無であった。
- 3 第三身分は何を要求しているのか。——何がしかのものになることを。(Siyès [1789] 2002: 1 = 2011: 9)<sup>8)</sup>

この有名な冒頭近い数行につづき、シイエスは第三身分について語りながら、王権神授説に関連して開始された人権思想を、社会生活を営む人々すべてが分かちもつ天賦人権についての議論に組みかえた。第三身分と呼ばれるフランス王国の臣民すなわち庶民が、王や貴族など特権身分の指導なしに、自分たちのなかから選挙された代表からなる議会で政治的決定をくだし、法律にもとづき秩序を保ちつつ生産、消費、貿易、経済、社会活動をおこなう可能性を提示したのである。彼は革命後のフランス憲法の草案作成に協力し、完全に彼自身の憲法構想が実現されたことは一度もないものの、その骨格部分には彼の構想が踏襲されている。

特に語義の詳しい解説が残されていないためわかりにくいだが、社会学 (sociologie) に関する草稿の該当部分の構成を見ると、シイエスにおいて社会学という言葉は、社会技術 (l'art social) という言葉に関連して着想されているようだ。1780年ごろの草稿 (Guilhaumou 2006: 6-7)<sup>9)</sup>には以下のような表があり、ギヨムーは社会技術に関して述べられた他の草稿類を参照しながら、社会学、社会技術の語義を推測している。

表. 社会学を含む諸概念の関連づけ (シイエスの草稿より)



シイエスの場合、社会技術とは、革命後の憲法制定の過程で必要な、他者の人権を害しない範囲での良識に即した人権保障などを構想する際に、発揮される技術である。すなわちフランス史上、最初の憲法制定というこのうえなく公共性の高い事業と関連づけられている。そこでは国民 (nation) 概念を王との法的、政治的關係に先だつ立法の根拠と見なしている<sup>10)</sup>。こうしたことを扱う学問を現代社会に求めれば、それは政治経済学などよりもむしろ法学 (憲法学) に近い。現在、社会学、人類学などの守備範囲と考えられている習俗、習慣の研究も立法行為の前提とされている (Guilhaumou 2006)<sup>11)</sup>。

シイエスは、最終的にジャコバン派によって主導されることになる憲法制定国民会議において、憲法案を練りあげたスタッフである。ジロンド派と見なされる彼の案のほとんどは、告示された憲法の内容には反映されなかった。たとえば、納税額の多寡によらず、男女も問わず投票に参加できる完全な普通選挙制度をはじめ、市民を能動的と受動的の2種に分け、能動的の市民のなかから各種の公職の候補者を選抜するための予備会議、立法者のみならず、立法、行政も含めた3権の担当者すべてを定期的に選挙で選出する案など、多様、複雑、周到な施策を彼は暖め、提案していた。さらにロベスピエールの処刑後、ナポレオン台頭にあたり、その憲法制定にも協力し、権力分立、改憲のメカニズムを組みこんだ憲法草案を構想した。しかしナポレオン自身が全権を掌握するために憲法案を書き換えて発布したことで、表面上、シイエスの案は骨抜きにされた。しかし、改憲に対し議会で単なる多数決を超える意見の一致や、国民投票による可決が必要などと厳しい条件をつけた点、また司法が法律の憲法違反の有無を判断する違憲立法審査権と呼ばれる制度など、最重要の論点は踏襲された。こうして憲法に改憲という革命的要素を盛りこみ、しかも憲法の最高法規性を確保するうえでの歯止めを設ける彼の周到な備えは、現在の各国憲法の構成にも継承されている (浦田 1987)。シイエスはナポレオンの失脚後、イタリアに亡命し晩年までフランスには戻れなかった。多くの手稿は未公開のまま残され、20世紀終わりまで検討はなされず、その真価は謎に包まれたままだった。上記のギヨムーらの未公開資料の掘りおこしにより、最高法規たる憲法を設定し、為政者による恣意的立法から、市民社会と国民生活を守る仕組みを形成した彼の功績が明らかになった<sup>12)</sup>。

#### 4. 市民社会アプローチと人権アプローチのフォーコーによる対比

前稿 (鎌田 1914: 20-21) に見たブラヴォイの公共社会学の提唱 (Burawoy 2005) に

においては、社会学を市民社会の学と規定している。そして確かに、ファergusンによる市民社会論、シエスにおける社会学という言葉の造語、そして為政者の圧制から市民社会を守る憲法という仕組みが、ブルジョワ革命期にあいついで生じ、そのすべてが市民社会をもたらす公共圏の発現と密接に関連づけられることが確認できた。ファergusンの市民社会論と、シエスがルソーより一歩進めて、具体的な憲法構想にまで結実させた人権アプローチについては、フーコーも統治性の二類型を示すものとして対比的に捉えて以下のように整理している（Foucault 2004: 40-42=2008: 46-51）。

市民社会論では、王権、為政者が市民生活に介入する度合いを極力抑えるようにする。そして既成の政治勢力と共存しながら、多様な勢力間の合議により新たな統治の仕組みを模索する<sup>13)</sup>。歴史上も、名誉革命後のイギリスの立憲君主制において提唱された市民社会論では、経済政策を通じて市民社会を支配する王（為政者）の介入を、極力、制限する方策を経験的に模索した。そこに自由放任的なりベラリズムの伝統が形成される。

これに対し、フランスの人権思想、人権アプローチは、個々人の不可侵の権利から出発して、主権の構成、人民の権利の為政者、王への全面的譲渡を論じるルソー（Rousseau 1755=[1934] 1972, 1772=1954）に由来する。そこでは個人の権利から演繹的に議論を積み重ねて、国家の主権の構成について語る。この考え方はフランス革命で国民国家の創生に適用されたものの、一部の指導者による独裁的な恐怖政治に陥り革命自体が挫折した。

このようにフランス革命においてジャコバン派が覇権を握り、政治闘争のなかで自滅していくことで挫折する人権アプローチと、市民社会を擁護し、為政者の社会的経済的活動への介入を制限するアプローチの対比が成立する。以下に、フーコーの議論（Foucault 2004: 40-42=2008: 48-50）を要約する。

ブルジョワ革命の時代における問題は、主権の基礎づけ、主権者の正当性の条件、主権者の法権利の行使の正当性の条件などではなく、公権力の行使にどのように法的な限度を設ければよいかであり、そこに二つの道が存在する。

1、法的かつ演繹的な公理の道。これはフランス革命とルソーの道である。あらゆる個人に帰属する自然的ないし根源的な法権利を規定し、法権利の制限、交換、譲渡が受けいられるようになった理念的、歴史的手続きを明らかにする。そして、譲渡が受けいれられた法権利は何で、譲渡が認められずあらゆる可能な統治、政治体制のもとで不可侵のものでありつづけたのは、どのような法権利かを規定しようとする。統治の権限の境界は、主権そのものを構成する枠組のなかで演繹できるようになる。人権から出発し主権の構成を経由して統治性の境界画定に至る。これは革命の道であり、17世紀の自然権の理論家とフランス革命における法学者、立法者たちとの連続性が見いだされるところである。

2、統治実践そのものから出発しようとする道。市民社会論では、統治性に対し設けられうる事実上の限界との関連で分析がおこなわれる。そして統治には無用となるものが何かを抽出し、統治にとって何をおこなわないのが有用、無用なのかを問う。イギリス的ラディカリズムの問いは有用性の問題と関連づけられる。功利主義とは統治のための一つのテクノロジーである。

人権アプローチがフランス革命とともに挫折したあと、21世紀の現代まで、イギリス流の市民社会論や経済的リベラリズムの伝統が、いわゆる自由主義諸国での統治性や政治的な支配の構造を基礎づけてきた。つまり市民の経済的自由を語り、旺盛な経済活動を保証する市民社会論が資本主義社会の存立根拠となり、国家や為政者に市民が抵抗を試みる根拠ともされた。各国でこのように定められた憲法の枠組において、人権アプローチが限定された規模で存続しているのが司法行政の領域である。バージェスの予測研究が結婚の成否と仮釈放の成否の2領域にまたがっておこなわれ、仮釈放の成否の評価に関して司法行政への影響力を行使しつづけていることも、市民社会の学として成立した社会学が、人権思想、人権アプローチに立脚する司法行政に介入する契機として注目に値する(鎌田2011)。

また18世紀後半には、ファーガスンと同世代の政治経済学者アダム・スミスが「見えない手」の比喩をもちいて、複雑な社会的経済的現象全般の予測不可能性を捉えた。絶対主義王政下に提唱された重商主義、重農主義は、王国領土の隅々にいたるまで臣民の活動を把握し、全面的に規制しようとするものである。そうした思想が経済過程の規模や複雑性の増大のため存続不可能となり、経済活動については国の命令で農産物の生産や流通を、直接、コントロールしようとするのではなく、課税や関税など商業活動に対する各種の規制を通じて介入するにとどめるほうが、得策だという考え方が遵守された(Foucault 2004: 275-290=2008: 334-52; Smith [1776] 2005: 363-364=2000-01: 2巻 303-04)。このことをフーコーに特異な用語で表現すると、絶対主義(重商主義、重農主義)の全面的規律による統治性から、産業革命期以降の安全・領土・人口の統治性への移行ということになる<sup>14)</sup>。

すなわち、この時期に経済、社会活動の数量的把握が勃興する背景には、統治性技法の移行が関与している。絶対主義期の王権による厳格な生産、流通活動の統制が不可能なほどに、生産、流通活動が多様かつ旺盛となり、直接、王権が個人を統制するのではなく、法や制度を通じて、間接的に一国や一行政区の人口全体に働きかける安全・領土・人口アプローチが登場する。神の見えざる手とは、生産活動全体の不可視性の比喩である。経済活動自体が複雑多岐にわたるようになり、そのすべてを見通す視点が存在できない状況を表すものである。

そうした認識のもとでは、個々の経済活動から距離をとって政策を構想するため、経済活動各分野の収支の総計を問題にする統計学が登場する。統計とはそもそも、個別の微小な取引の膨大な集積からなる不可視の総体を、集計データにより間接的にコントロールするための便法なのである<sup>15)</sup>。しかし個別、多様な数量の総計を計算するだけでは分析としては粗雑に思えるので、多様な指標の相互関連や潜在的構造を問題にするようになる。したがって統計による大量データの処理という営みの背後には、生じている現象の総体の不可視性という前提がある。そして各種の統計指標を数学的に処理して分析を施すという営みは、不可視性という前提のなかで少しでもデータの各部に関して可視性を獲得し、それを操作しようとする矛盾した衝動に駆りたてられた微妙なものとなる<sup>16)</sup>。

さてこうした視点を獲得したうえで、これ以降の議論は、量的、質的社会調査とともに確立していく初期シカゴ学派社会学、またその中心的指導者の一人となったバージェスに関連して、市民社会をもたらず公共圏が立ちあがってから、そこでの公共の論議に材料を

提供するための、社会調査という営みを確立する道程を明らかにするものとなる。

## まとめ

初期シカゴ学派の研究指導者の一人であるバージェスの、最初期の論文に公共圏と市民社会の学として民主主義を指導する社会学の、主要な手段の一つである社会調査に向かう志が表明されている。歴史上、英仏の市民革命を通じて公共圏と呼びうる社会状況が、少なくとも理念型的には提示され、制度的にもそれを支える仕組みが確立されていった。イギリスにおいては、為政者の介入を避ける市民たちの自律した活動の場として、市民社会という領域をファーガスンが提示した。フランスではルソーの人権概念を具体的に政治制度に着地させるべく、王を廃して自力で国を治め運営していく国民という概念をシイエスが提示し、人権を擁護する最高法規としての憲法に、その名にふさわしい重みを与え、為政者が立法権を濫用しないように、改憲を困難にする条項を加えた。フランス革命を導いた人権アプローチは革命とともに破局を迎えるが、憲法に守られ市民社会をもたらす公共圏を可能にし、維持する努力は営々とつづけられ、幾多の曲折のちに現在に至る。そして社会のあり方に関し平等性、公開性を特徴とする公共の討議の材料として、社会調査が社会に関する情報や知識の供給源として確立されるのは、20世紀をまつことになる。

## 注

- 1) 社会調査において量的、質的方法論にしたがう2大潮流が立ちあがっていく経緯は別稿(鎌田 2015)で詳論する。
- 2) たとえば、メアリー・ロマノの『失われた社会学者の再発見』(Romano 2002)で取りあげられた社会学者たちの研究成果に、現代の社会学者が検討を加える機会はまれである。
- 3) ジンメルはシカゴ大学社会学部の初代学部長アルビオン・スモールにより19世紀末から20世紀初頭にかけてさかんに翻訳、紹介され(Jaworski 1997: 1-42)、デュルケームは集合表象論を中心に、ロバート・パークとバージェスの『科学としての社会学入門』(Park & Burgess [1921] 1924)などで紹介されている。ウェーバーの学説は、ジンメル、デュルケームに少し遅れて、ルイス・ワースの講義などで検討されはじめ、ナチス台頭後、エドワード・シルズやラインハルト・ベンディックスにより詳細に紹介、研究された(Salerno 1987; Shils & Finch 1949; Bendix 1959 = [1966] 1987)。以下、こうした巨匠たちの作品をはじめ、二次文献を通じて言及される著名な研究者に関しては、本文で言及する著作のみを参考文献に挙げる。
- 4) 厳密に言えば、1920年代以降の社会調査とそれ以前のソーシャル・サーベイは別と考えるのが普通である。しかしバージェス自身は、ここで述べた所信表明をのちの「社会調査」の段階でも保持しつづけていると思われるので、この引用を社会調査に関するバージェスの信念と見なす。
- 5) 従来、シェイエス、シエイエス、シエース、シーエスなど各種の表記がおこなわれてきた。シイエスの未公開資料の研究は、フランス革命200周年を記念する近代史の振り返りのなかで急激に深化した。
- 6) ファーガスンに先行するジョン・ロック『統治二論』(Locke [1690] 1823 = 1968/[2007] 2010)では、自由に経済活動する利己的な個人が社会発展の主体とされるようになり、civil societyという語も章のタイトルとしてもちいられている(第2部第7章)。ただ1968年版の邦



訳でその章の訳題は「政治社会あるいは市民社会について」となっているが、[2007] 2010年版の現行の邦訳では、political society, civil societyをロックは同じ意味でもちいていると注釈を加えたうえで、「政治社会について」という章題に改められ、市民社会という語義は消滅している。ファーガソンの著書では、本文で見たように未分化な語義のまま「市民社会」という語がもちいられている。しかしその刊行後、18世紀後半に市民社会の語義は劇的に変化し政治的な重要語句として浮上する。そしてアダム・スミスの経済学の影響を受け、経済的主体が縦横に活躍する自由放任主義の経済社会と市民社会が結びつけられるようになる。

- 7) このように「市民社会」という語の多義性に注目して、ファーガソンの著書の論旨をまとめると以下のような倫理的な主張が浮かびあがってくる。すなわち、市民社会A(政治社会/国家)とその主体である政治的人間と、Aには含まれなかった市民社会B(文明社会/商業社会/経済社会)と、自由に経済活動する利己的な経済的人間(ホモ・エコノミクス)を、市民社会C(社会/人間の社会/世俗社会)という大きな枠組に取りこもうとするというものである(青木 2010: 220)。
- 8) 本論での翻訳書の引用文では、原文を参照し、文脈に合わせて字句を訂正している部分がある。
- 9) ページ数はインターネットで閲覧した論文の草稿版を参照。
- 10) シイエスはロックの思想に深い影響を受けている。ロックの段階で王の支配に異議を申し立てる際に重要な論点は、すでに提示されていた。たとえば征服によって支配者に無条件で服従しなければならないのは現実には戦闘に参加した兵士のみであり、その家族を含め住民に害を及ぼす政治がなされた場合、住民は支配者に反乱を起こす権利があるとロックは考えた(Locke [1690] 1823: 182-191, 192-197=[2007] 2010: 507-532, 536-550)。この条件を推し進めて、王による支配を廃止して国民自身が経済、社会生活を営み、行政、立法、司法の三権に従事する者を自分たちのなかから選ぶことができると明言したのがシイエスである。
- 11) 社会技術という用語はシイエスの同時代人、コンドルセも著書でもちいている。コンドルセの社会技術の提唱は、20世紀社会学の社会調査の発展に大きな動機づけを与えたと考えられる。この点は別稿(鎌田 2015: 52-53)で詳述する。
- 12) 「憲法を制定するとき、この憲法は改正できるという条項をいれれば、そのときある意味で、革命の過程そのものを社会秩序のなかに組み入れたことになる」とジョージ・ミードは述べている。彼はフランス革命後の憲法制定の努力を、そして特に改憲の仕組みがそこに組みこまれていることを高く評価した(Mead 1936: 361=1994: 下181)。このとき彼は自分では気づかずに、革命後の憲法制定の中心人物であったシイエスの功績の一側面をたたえていたのである。ただしアメリカはアングロ・サクソン系の慣習法の伝統に属し、フランスは大陸的な実定法に属する。革命期の最初の憲法以来、帝政、王制、共和制と政治制度の変動のたびに憲法を制定しなおして現在に至るフランスと、独立戦争期に制定された憲法に修正条項をつけ加えて、現在まで使いつづけているアメリカの憲法制度の安定性の違いを加味し、上記のミードの言葉は、アメリカの場合についての感慨として解釈すべきであろう。
- 13) ちなみに、こうしたフォーコーの指摘に対応する箇所をファーガソンのテキストから探すと、以下の一節を見いだすことができる。それは諸勢力のバランスを考慮しながら国民に有益な施策を工夫しようとする姿勢の表明であろう。

若干の大社会に見られるように、人民がただ立法に参与するに過ぎない場合においては、彼らはその側近の勢力をくじくことはできない。なぜならこの側近の勢力も同様に立法権に参与しているので、自己を防衛し得る立場にあるからである。人民が彼らの代表者たちによってのみ行動する場合には、彼らの力は均等にもちいられる。だから立法全体をわが

ものとしようと要求する不健全な国家の人民が、集合しては僭主となり解散しては奴隷となるような政治組織と比べて、[人民がその代表者のみにより活動する場合の方が]より永続的な政治組織の一部を構成しうる。適切に組み合わせられた政体においては、人民の利害は国王や貴族の利害との均衡を見いだすので、実際、両者間にある種のバランスが作りだされる。そして、公的自由と公的秩序はこのバランスのなかに成立するに至る。(Ferguson [1767] 1980: 164 = 1956: 上219. [ ] 内は鎌田による補足)

こうした政治的バランスへの言及は、民衆対王(の側近)という形以外に、政治体制内部に関してもなされている。そこからはファergusンのモンテスキュー『法の精神』への傾倒が読みとれるだろう(Ferguson [1767] 1980: 267 = 1956: 下120-21; Montesquieu [1748] 1951 = [1987] 1997)。

- 14) 重商主義、重農主義をへてスミスによる経済学の創出に至る前史として、多様な統治技術を列挙し伝承したカメラリスト(官房学者)の大量な業績に関する基本的著作を、スモールがまとめており、近年においても参照されている(Small [1909] 1969)。
- 15) 官房学の時点でもちいられる statistics という語は、国の財政や軍勢力を表に整理して記述する国状学と訳すべきであり、現代の統計と同様に考えるべきではない。
- 16) たとえば人口学、統計的推論の祖とされるジョン・グラントの『死亡表に関する自然のおよび政治的諸観察』(Graunt [1662] 1964 = [1941] 1968) 自体が、当時、不可視であったロンドンの人口という数量を推定するための試みである。周知のごとくグラントは、教区人口と死亡者の比率がわかっている教区についてのデータ(11家族88人ごとに年3件の埋葬)を利用して、各教区の死亡者を集計し全教区の人口の総計としてのロンドンの人口を推計した(市内と近郊を合計して約46万人)。

## 参考文献

- 青木裕子, 2010, 『アダム・ファergusンの国家と市民社会——共和主義・愛国心・保守主義』勁草書房
- Bendix, Reinhard, 1959, *Max Weber: An Intellectual Portrait*, Garden City, New York; Doubleday. (= [1966] 1987, 折原浩訳, 『マックス・ウェーバー——その学問の包括的一肖像』三一書房.)
- Burawoy, Michael, 2005, “For Public Sociology,” *American Sociological Review*, 70: 4-28.
- Burgess, Ernest W., 1916, “Social Survey: A Field for Constructive Service by Departments of Sociology.” *American Journal of Sociology*, 21: 492-500.
- Comte, Auguste, [1830-1842] 1968-1969, *Cours de Philosophie Positive*, T. 1-6, Paris: Éditions Anthropos.
- Ferguson, Adam (Ed., Louis Schneider), [1767] 1980, *An Essay on the History of Civil Society*, New Brunswick, New Jersey: Transaction. (= 1956, 大道安次郎訳, 『市民社會史』上・下, 河出書房.)
- Foucault, Michel, 2004, *Naissance de la Biopolitique: Cours de Collège de France (1978-1979)*, Paris: Gallimard/Seuil. (= 2008, 慎改康之訳, 『生政治の誕生——コレージュ・ド・フランス講義 1978-1979年度』筑摩書房.)
- Graunt, John, [1662] 1964, “John Graunt’s *Observation (Natural and Political Observations Made upon the Bills of Mortality)*,” *Journal of the Institute of Actuaries*, 90: 1-60. (<http://www.actuaries.org.uk/research-and-resources/documents/john-graunts-observations-foreword-bernard-benjamin>. 2014年4月29日閲覧.) (= [1941] 1968, 久留間鮫造訳, 『死亡表に関する自然のおよび政治的諸観察』第一出版株式会社.)

- Guilhaumou, Jacques, 2006, "Sieyès et le non-dit de la sociologie: du mot à la chose," *Revue d'Histoire des sciences humaines, Naissance de la science sociale (1750-1850)*, 15: 117-134. (Manuscrit auteur, publié dans "N/P", pp. 2-17. [http://halshs.archives-ouvertes.fr/docs/00/15/43/35/PDF/Rhsh\\_15\\_-\\_Guilhaumou\\_-\\_pages.pdf](http://halshs.archives-ouvertes.fr/docs/00/15/43/35/PDF/Rhsh_15_-_Guilhaumou_-_pages.pdf). 2014年4月30日閲覧.)
- Habermas, Jürgen, 1981, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt/Main: Suhrkamp. (= 1985-1987, 河上倫逸・M. フーブリティ・平井俊彦 (上)・藤澤賢一郎・岩倉正博・徳永恂・平野嘉彦・山口節郎 (中)・丸山高司・丸山徳次・厚東洋輔・森田数実・馬場孚瑛江・脇圭平 (下) 訳, 『コミュニケーションの行為の理論』上, 中, 下, 未来社.)
- [1962] 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Neuwied (Luchterhand), Frankfurt am Main: Suhrkamp. (= [1973] 1994, 細谷貞雄・山田正行訳, 『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』第2版, 未来社.)
- [1990] 1992, "Further Reflections on the Public Sphere," Craig Calhoun, 1992, *Habermas and the Public Sphere*, Cambridge, Mass.: MIT Press, 421-461. (= 1994, 細谷貞雄・山田正行訳, 「一九九〇年新版への序言」 Habermas [1962] 1990 = [1973] 1994 : i-xlvi.)
- Jaworski, Gary D., 1997, *Georg Simmel and the American Prospect*, Albany, N. Y.: State University of New York Press.
- 鎌田大資, 2011, 「アーネスト・バージェスの社会調査におけるケース・スタディと統計の相克——時期区分の試み」『椋山女学園大学研究論集』42 (社会科学篇) : 177-192.
- 2014, 「市民社会をもたらす公共圏と社会的世界としての公共圏——社会学研究の礎石としてのハバースとシンボリック・インタラクショニズムの融合」『中京大学現代社会学部紀要』8(1) : 19-45.
- 2015, 「コンドルセに由来する二つの遺産——量的, 質的社会調査の発生と展開」『人間関係学研究』13 : 51-64, (椋山女学園大学)
- Locke, John, [1690] 1823, *Two Treatises of Government*. (<http://socserv2.socsci.mcmaster.ca/econ/ugcm/3ll3/locke/government.pdf>. 2014年8月19日閲覧.) (= 1968, 鶴飼信成訳, 『市民政府論』岩波書店. ただし原書第2部のみを訳出.) (= [2007] 2010, 加藤節訳, 『完訳統治二論』岩波書店.)
- Mead, George H. (ed., intro., Merritt H. Moore), 1936, *Movements of Thought in the Nineteenth Century*. Chicago: University of Chicago Press. (= 1994, 魚津郁夫・小柳正弘訳, 『西洋近代思想史——十九世紀の思想のうごき』上・下, 講談社.)
- Montesquieu, Charles Louis de Secondat Baron de la Brède et de, [1748] 1951. *De l'Esprit des Lois, Œuvre complète de Montesquieu* tome II (Texte présenté et annoté par Roger Caillois), Paris: Gallimard. (= [1987] 1997, 野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳, 『法の精神』上・中・下, 岩波書店.)
- Park, Robert E. and Ernest W. Burgess, [1921] 1924, *Introduction to the Science of Sociology*, 2nd ed., Chicago: University of Chicago Press.
- Romano, Mary Ann (Ed.). 2002. *Lost Sociologists Reconsidered: Jane Addams, Walter Benjamin, W. E. B. Du Bois, Harriet Martineau, Pitirim A. Sorokin, Flora Tristan, George E. Vincent, and Beatrice Webb*. Lewiston, New York: Edwin Mellen.
- Rousseau, Jean-Jacques, 1755, *Discours sur l'origine de l'inegalite parmi les hommes*. Amsterdam: M. Michel. (= [1934] 1972, 本田喜代治・平岡昇訳, 『人間不平等起源論 (改訳)』岩波書店.)
- 1772, *Contrat social: Ou, Principes du droit politique*, Paris: Garnier Freres. (= 1954, 桑原武夫・前川貞次郎訳, 『社会契約論』岩波書店.)

- Salerno, Roger, 1987, *Louis Wirth: A Bio-Bibliography*, New York: Greenwood Press.
- Shils, Edward and H. Finch (eds.), 1949, *Max Weber on the Methodology of the Social Sciences*. Glencoe, IL: The Free Press.
- Siyès, Emmanuel, [1789] 2002, *Qu'est-ce que le Tier état?*, Paris: Éditions du Boucher. (<http://www.leboucher.com/pdf/sieyes/tiers.pdf>. 2014年4月29日閲覧.) (=2011, 稲本洋之助・伊藤洋一・川出良枝・松本英実訳, 『第三身分とは何か』岩波書店.)
- Small, Albion Woodbury, [1909] 1969, *The Cameralists: The Pioneers of German Social Polity*, New York: Burt Franklin.
- Smith, Adam, [1776] 2005, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Electronic Classics Series Publication (Pennsylvania State University). (<http://www2.hn.psu.edu/faculty/jmanis/adam-smith/wealth-nations.pdf>. 2014年4月29日閲覧.) (=2000-2001, 水田洋(監訳)・杉山忠平訳, 『国富論』1-4巻, 岩波書店.)
- Thomas, William Isaac and Florian Znaniecki, [1918-1920] 1974, *The Polish Peasant in Europe and America*, V. 1, 2, New York: Octagon Books.
- 浦田一郎, 1987, 『シエースの憲法思想』勁草書房.